

東蒲原郡漁業協同組合内共第 8 号
第五種共同漁業權遊漁規則

東蒲原郡漁業協同組合
内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス及びかに籠による遊漁の場合には口頭又は遊漁承認申請書でなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス及びかに籠による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	常浪川の太田橋上流端より上流の区域及び支流	9月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網目1. 3cm以上とし、支流は網の長さを3m以下とする。

筒	1人2個以内とする
かに籠	1人3個以内とする

(遊漁期間等)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域内及びウ欄に掲げる期間中で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
あゆ	内共第8号第五種共同漁業権の全区域とする。 但し、次に掲げる常浪川流域・新谷川流域の区域を友釣り専用区とする。 ・長木橋下流から常浪橋の間 ・太田橋上流300m下流から高清水橋上流500mの間(通称、松林の間) ・栃堀橋から高出橋下流300mの間 ・細越橋下流から600mまでの間(3つ目の床止めまで) ・五十沢橋下流200mの床止めから新谷川河口までの間	7月第一日曜日から10月31日まで の期間とする。但し、産卵保護のため10月1日から7日まで除く。 投網による採捕は、8月1日からとする。ただし、支流は河川によって異なる。なお、常浪川流域の投網採捕は、8月10日から10月31日までとする。
こい	内共第8号第五種共同漁業権の全区域とする。	6月21日から翌年5月31日まで
ふな		1月1日から12月31日まで
うぐい		
にじます		3月1日から9月30日まで
いわな		
やまめ		
かじか		5月1日から翌年3月31日まで
もくずがに	阿賀野川(下流) ・阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域 ・阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から3月31日まで
	阿賀野川(上流) ・阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域 ・阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域	10月8日から10月31日まで
阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100m、下流200mの区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系阿賀野川頭首工（小松）上流端から上流60m、下流端から下流200mの間の阿賀野川の区域	1月1日から12月31日まで
飯豊山周辺森林生態系保護地域の保存地区	1月1日から12月31日まで
阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川1号堰堤から新谷川2号堰堤までの区域（新谷川沿釣堀）	1月1日から12月31日まで
新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50m、同上流方向へ80m、同下流方向へ100m、以上の3点を弧で結んだ区域内	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15cm
ふ な	7cm
う ぐ い	7cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	4cm
もくずがに	甲幅 5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高等学校生徒又は18歳以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

一 徒手採捕、手釣、竿釣、たも網、投網、筒又はヤスによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料 (税 込)
あ ゆ	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、ヤ	1日 2,000円
こ い	ス (かじかのみ)、筒 (かじかのみ	1年 8,000円
ふ な	)	
う ぐ	い 徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投	1年 9,000円
に じ ま	す 網、ヤス (かじかのみ)、筒 (かじ	
い わ	な かのみ)	
や ま	め	
か じ	か	

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
もくずがに	かに籠	1年 6,600円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 松浜内水面漁業協同組合事務所 (新潟市北区松浜7丁目3641番地)

新潟市大形地区漁業協同組合事務所 (東蒲原郡阿賀町石間4335番地52 阿賀野川漁業協同組合連合会内)

阿賀野川漁業協同組合事務所 (東蒲原郡阿賀町石間3881-4)

東蒲原郡漁業協同組合事務所 (東蒲原郡阿賀町豊川甲236 阿賀町役場上川支所内)

(2) 阿賀野川漁業協同組合連合会事務所 (東蒲原郡阿賀町石間4335番地52)

(3) 組合が委託する釣具店等

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証及び腕章を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 住所、氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者

の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第13条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表に示す1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域	漁業権番号
大川	内共第1号
勝木川	内共第2号
三面川	内共第3号
荒川	内共第4号
胎内川	内共第5号
加治川	内共第6号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号
阿賀野川	内共第8号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第10号
北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
鯖石川	内共第13号
鵜川	内共第14号
関川及び保倉川	内共第15号
桑取川	内共第17号
能生川	内共第18号
早川	内共第19号
海川	内共第20号
姫川	内共第21号
羽茂川	内共第22号

イ表

水産動植物	漁具・漁法	遊漁料（１年）	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、 にじます、こい、ふな、うなぎ	竿 釣	13,200円（税込）	県下一円
こい、ふな	竿 釣	6,050円（税込）	県下一円

２ 前項で規定する遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、ウ表の場所又は漁連及びウ表に規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。

なお、県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

ウ表

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245番地1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷121番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市枳堀6044番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝壬1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市大字石曾根798番地2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2丁目1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市能生801番地

糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2 4 2 6
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 6 5 9

3 県内共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附 則 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和7年12月19日)